（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項中「第三条」を「第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に、「第二項」を「第三項」に改め、「、第十二条第一項及び第三項」を削り、同表旅券法の一部を改正する法律（平成七年法律第二十三号）の項を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項及び別表第五第六号中「、同法第十二条第一項の査証欄の増補」を削る。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十四号

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の項を削る。

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条、第三十五条、第四十四条及び第五十八条並びに附則第五条、第六条、第十三条、第十九条、第二十四条、第二十九条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条及び第四十四条（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十八条第三号の改正規定及び同法第八十一条第八号の改正規定に限る。）の規定に限る。）の施行期日は、令和四年五月十八日とする。

総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十一号

宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十四条の二第十一項及び第十二項、第三十五条第八項（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第九項、第三十七条第四項及び第五項、第四十一条第五項並びに第四十一条の二第六項並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五の次に次の一条を加える。

（法第三十四条の二第十一項の規定による承諾等に関する手続等）

第二条の六　法第三十四条の二第十一項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る依頼者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該依頼者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る依頼者から書面等により法第三十四条の二第十一項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該依頼者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十四条の二第十二項の規定による承諾について準用する。